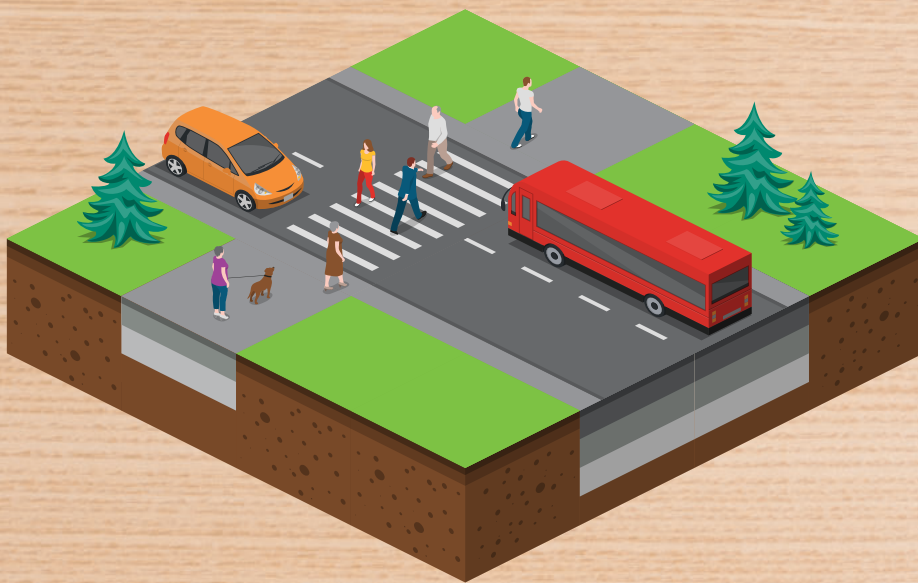




LGBT支援ハウス

福祉事務所における LGBTに関する支援についてのアンケート調査



LGBTハウジングファーストを考える会・東京

ごあいさつ

私たちは、2018年から貧困などで住まいをなくしたLGBT当事者が、社会復帰のために利用できる個室シェルター2部屋を東京都内で運営しています。

生活困窮者支援施設の中には、相部屋でプライバシーを守りづらく、自分の望む性別で利用することが難しいところもあります。また異性愛を前提にした対応のため居づらくなることもあります。

2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことを踏まえて、生活困窮者への支援の根幹的な制度である生活保護行政を担う、都内や首都圏の政令指定都市を中心とする福祉事務所に、同法の影響やLGBT当事者への対応に関するアンケート調査を行い、報告書を作成しました。私たちはLGBT当事者が既存の福祉サービスを利用しやすくなるための取り組みを進めていきたいと考えています。

お忙しい中、アンケートにご協力くださった自治体関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

2023年12月
LGBTハウジングファーストを考える会・東京
運営スタッフ一同

調査の概要

- (1) 調査目的 福祉事務所によるLGBT当事者支援に対する意識、現状を把握すること
- (2) 調査対象 東京、関東地区の政令指定都市（千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市）
福祉事務所 126所
- (3) 調査期間 2023年9月～2023年10月
- (4) 調査方法 アンケート用紙と切手を貼った返信用封筒を同封し、郵送で各福祉事務所へ発送した。郵送での返信だけでなく、Googleドライブにも同じ内容のドキュメントを置き、そのURLを記載することで、ダウンロードしメールで送れるようにした。最初の締め切り後、ハガキによるリマインダーを送った。
- (5) 回答数・回答率 回答数 27
回答率 21.4%
- (6) 助成団体 ファイザープログラム～心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援

質問内容

質問は、大きく分けて次の三つのカテゴリで尋ねた。

1. 「LGBT 理解増進法」との関連
2. LGBT の人たちが相談しやすい体制づくり
3. LGBT の人たちの支援経験

* 記載について…引用文中の()は原文のものであり、引用者が補足説明を加える場合には[]を用いました。また引用文中の団体名など固有名詞は省略させていただきました。本文は、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)で統一しましたが、引用で、より幅広いマイノリティも含むLGBTQやLGBTQ+(Q=クィア、クエスチョニング)という表現がある場合にはそのままとしました。

「LGBT理解増進法」との関連

今年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称「LGBT理解増進法」、以下、理解増進法と記す）に関連して、質問をおこなった。

問1. 福祉事務所内の「理解増進法」の内容を確認する機会

あった	なかった	今後予定されている
4(14.8%)	18(66.7%)	5(18.5%)

あった	<ul style="list-style-type: none"> ▼LGBTの理解、普及を担当する課より、「理解増進法」の施行と合わせて、LGBTについての基礎知識やサポートするためのガイドラインが周知された。 ▼所内で法について供覧し、課長、係長会で情報の共有を図った。 ▼内閣府より発出された通知をメールにて周知した。 ▼当自治体において「パートナーシップ宣誓制度」が導入されることを受けて、その基本法である「理解増進法」がどのような法律なのか内容を確認した。
今後予定されている	<ul style="list-style-type: none"> ▼福祉事務所内で資料を回覧するなどして事務所内の周知につとめる。 ▼区として全職員向けに、「基本的人権」を学ぶ研修があり、その中でLGBT理解増進法に係る内容に触れている。今後は、福祉事務所の総合相談係や保護系の職員向けに、LGBT理解増進法の研修を計画する予定である。 ▼所内で法について供覧し、係長会で閲覧する。 ▼福祉事務所内で法について供覧していく。

問2. 「理解増進法」は、福祉事務所がおこなう困窮者支援に今後どれくらい影響があると予想されているか

とてもある	少しある	わからない	あまりない	全くない
1(3.7%)	7(25.9%)	13(48.1%)	5(18.5%)	1(3.7%)
8(29.6%)			6(22.2%)	



「とてもある」「少しある」と回答した8件のうち

支援しやすくなる	支援しづらくなる	その他*
6	0	2

* その他…「LGBTQ への理解を深める必要性が増す（法律制定しなくても必要だったことですが…）」
「支援が進む一方、配慮を要する」

【支援しやすくなる】と回答した理由

- ▼区民や関係機関の理解が進めば、全体的な理解が進み支援しやすくなっていく。
- ▼福祉事務所職員が、理解増進法の基本概念のとおり「すべての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることを正しく理解し、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別は行わない」ように留意することが、LGBTを含む生活保護受給者と福祉事務所員との信頼関係を築く一助となり、その信頼関係がよりよい支援につながっていく可能性がある。
- ▼区民や、関係事業者等の理解が進めば、支援の環境が整っていくから。
- ▼区民や事業者の方の理解が進むことによって、支援環境がととのっていくと考えられるため。

【その他】と回答した理由

- ▼行政として法律に基づいた窓口対応や書類の整備を行うことが必要であるため
- ▼住所不定の困窮する方に住居を提供する施設を紹介する際に LGBTに対応した施設は無く配慮・必要性を理解していても、現実的に対応できない。

今回、回答のあった事務所は、LGBTの支援に対して高い意識を持つところが多いと考えられるが、理解増進法の内容を確認したところは少なかった。生活保護に直接的に関係するものではないという意識から、その必要性を感じられない面があることが考えられる。

しかし、「支援しやすくなる」と回答した事務所からは、同法の基本概念を留意することがより良い支援につながるという意見があった。また、「理解増進法」に対する意見として、「未成年者など若者に対して LGBTの理解を教育の場で広められるようにするなど、より具体的な方策を盛り込むべきと考える」という、同法がより積極的な役割を果たすことを期待する意見もあった。

同法の内容を所内で確認することは、日々の支援の中で無意識のうちにおこなっている配慮や対応をより明確にし、職員内ではばらつきが生じる可能性のある姿勢や態度を調整するきっかけになるだろう。

その一方で、影響が「全くない」という回答には、「この法律とは生活保護法に影響なし、対象者は暴力団関係者以外は、支援の対象ですの。」、「[理解増進法は]話題にならないと言うか、そもそもトランスジェンダーの方を含めて保護しているため、特に現場では、特別扱いもしていないし、普通に対応が来ています。」という自由記述があった。同様な意識によりアンケートへの返信がなかった事務所も少なくないだろう。だが、「特別扱いしない」ことと、LGBTに限らず、それぞれの属性に応じた対応をするという意味での「配慮」を伴った支援は矛盾しない。むしろ、個別に配慮することが「特別扱いしない」こととも言えるだろう。そして、そうした「配慮」の経験を蓄積し、共有することにより、より良い支援ができるようになるのではないだろうか。今回のアンケートは、そうした「配慮」を意識化している事務所の経験を共有するものとなっている。

LGBTの人たちが相談しやすい体制づくりに関する意見と現状

問3. LGBTの人たちが相談しやすい体制づくりに関連し、下記の表の項目について

(1) 福祉事務所としておこなう必要があると考えるか (必要である/必要でない)

(2) 現在できていると考えるか (できている/できていない)

	(1)必要である	(2)できている	(1)と(2)の差
①LGBTに関する研修を実施し、職員・スタッフが多様な性について学ぶ機会を設ける。	24(88.9%)	14(51.9%)	10(37.0%)
②相談者の中に、カミングアウトしていなくてもLGBTの人たちがいることを踏まえて支援をする。	23(85.2%)	19(70.4%)	4(14.8%)
③「女らしさ/男らしさ」を押し付けたり、特定のライフプランを前提とせず、相談者が一人ひとり多様であることを踏まえて支援をする。	24(88.9%)	22(81.5%)	2(7.4%)
④相談記録の項目に「性別/セクシュアリティに関する相談」を入れたりすることで、LGBTも対象として想定し、当該の相談を見落とさないように留意する。	19(70.4%)	4(14.8%)	15(55.6%)
⑤支援者/支援機関間での情報共有において、意図しないアウティングにつながらないように、情報共有範囲や管理方法について検討する。	23(85.2%)	9(33.3%)	14(51.9%)
⑥LGBTに関する相談があった場合のリファーマスターを知る	23(85.2%)	5(18.5%)	18(66.7%)
⑦個室や予約制のスペースなどを用意するなど、セクシュアリティを含めたプライバシーが守られ、安心して相談できる環境を整える。	26(96.3%)	21(77.8%)	5(18.5%)
⑧支援計画の策定・改定の際に、LGBTも位置付ける。	20(74.1%)	5(18.5%)	15(55.6%)
⑨相談者がLGBTである場合、扶養照会に関して、本人の意志や家族との関係をより慎重に確認する。	22(81.5%)	22(81.5%)	0

回答への補足など

- ▼人権に関することは、区全体に関わるため、福祉事務所で特に主体となってする事はありません。
- ▼できていない項目については今後検討していく
- ▼(2)については、できている職員もいれば、そうでない職員もいるというのが現状かと思えます。市内の社会資源の見学等を通して、職員の理解や組織としての対応を検討中です。
- ▼相談者を一個人としてとらえ、その人の持つ属性に適切であると思われる支援を行っているので、LGBTQに限定した扱いとして考えていない。
- ▼相談記録では、性別を把握する必要がないため記載していない。
- ▼現在できていない項目については、今後、具体的な方法を検討していく。
- ▼できていない点は、今後具体的に検討していく。

必要であると回答している率が高く、全体的に LGBT 支援への意識の高さがうかがえた。また、「できている」という回答が多かったものは、相談者の多様性を踏まえた支援(②)や、扶養照会に関して慎重に確認する(⑨)、プライバシーが守られ、安心して相談できる環境を整える(⑦)であった。こうした姿勢による支援は、LGBTに限らず、多くの相談者がより安心して相談できることにつながるものと思われる。

一方で、必要と考えられていながら、できているという回答が少ないものとして、相談があった場合のリファー先を知る(⑥)、相談記録の項目に「性別／セクシュアリティに関する相談」を入れたりする(④)、支援計画の策定・改定の際に、LGBTも位置付ける(⑧)、情報共有範囲や管理方法について検討(⑤)がある。このうち、相談記録項目に関する問いや、支援計画の策定・改定に関する問いは、他の項目と比べると、「必要である」という回答が少なくなっており、必要性について意見が分かれがちなテーマと言えるかもしれない。

リファー先に関しては、今後、LGBTに関係する問題に取り組む民間団体と福祉事務所の双方からの連携の働きかけが課題と言えるだろう。

LGBT支援の経験について

問4-1. これまでのLGBTの利用者／相談者の相談に応じたり、支援された経験

あった	なかった	わからない
21 (77.8%)	2 (7.4%)	4 (14.8%)



問4-2. 支援した際に困ったこと、迷ったこと

あった	なかった
9 (42.9%)	11 (40.7%)



支援した際に困ったこと、迷ったことの詳細

▽は、配慮したことに関する質問や全体を通しての感想に記載があったが、内容を考えてこちらに入れたもの。

医療

- ▼通院治療に関する助言が困難
- ▼医療補助でホルモン治療や性転換手術ができるか聞かれたが、あくまで保険治療の範囲内としか答えられないので困った。
- ▼自己負担金を伴うホルモン治療などの対応が難しい。

施設

- ▼やむを得ず、性自認と異なる性別の方たちが入所されている施設で一時的に過ごさざるを得なくなった際に、本人了解の下での入所ではあったが、心身ともに疲れた様子や悩む様子が見られた。
- ▼施設を利用する時に、男性用・女性用どちらを案内すべきか迷った。
- ▼宿泊所選定の際、限定(数か所)されている。受け入れ側の理解が少ない。
- ▼LGBTQの方が入所できるシェルターや生活を送る施設が乏しいこと(緊急時が特に困ってしまう)
- ▼宿泊所や施設等でLGBTの方の受け入れは困難であり、宿泊場所を探すのに苦慮した。(ホームレスのLGBTの方で当日の宿泊場所を探さなければならない時等) = ▽ [同じ事務所による全体の感想への記述] 心は女性の方が婦人保護施設への入所を希望され、福祉事務所に連絡してきたが対応はできなかった。受け入れる施設側の事情(現入所者の状況や施設のハード面が整備されていない等)で入所できないことが多い。

性別の扱い

- ▼戸籍と社保[社会保険]で、性別が別々で医療券[生活保護の医療券]の性別をどうするか。
- ▼心と見た目のギャップがある場合の対応が難しい。

リファー

- ▼リファー先の情報が少ない(HPや福祉的支援について相談できる機関)。
- ▼ひきこもり当事者からの相談で性的違和(原文ママ)についてお話しした。ロールモデルの不足から来る不安に対し、当事者会を紹介。

就労支援

- ▼就労に向けた支援の際、服装についてどこまでアドバイスすべきか迷った。
- ▼就労支援の際に、エキセントリックな印象を与える服装であったため、どこまでアドバイスすべきか迷った。
- ▽就労指導した際に、主から企業側の理解が乏しく(更衣室やトイレ等)、不採用が続いていると言われ、対応に苦慮した。

ほか

- ▼男性が怖いという人に理由を聞くときに言葉を選びながら話したため、必要な情報を聞き取れたか不安だった。
- ▼利用できる制度が限定される。
- ▽LGBTの方の意識は多種多様で型にはまった対応をすることはできない。また取り巻く生活状況も複雑で、どう対応すべきか困惑してしまうことが多い。

問4-3. 支援した際にLGBTであることと関連して配慮したこと

あった	なかった	わからない
13(48.1%)	4(14.8%)	3(11.1%)



LGBTであることと関連して配慮したことの具体的内容

医療

- ▼(生活保護)SRS[性別適合手術]に伴い親族から医療費の金銭的支援の取扱いについて課として会議を開き、収入として認定しないよう判断した。←あくまでケースバイケースですので、いつもこのように判断できる訳ではないですが…

施設やリファーマ

- ▼宿泊先において風呂など共用ではないところを選定する。
- ▼一時的な宿泊先や扶養紹介について。
- ▼(生活困窮者自立支援制度)〇〇〇〇さん[LGBT支援団体]や〇〇〇〇LGBT相談などをリファーマし、本人が本音を話せる場の確保を考慮した支援を行った。

性別の扱い

- ▼言いくさそうなときは、性別の話はしないようにした。
- ▼男・女という言葉を使わないように配慮した。
- ▼生物学的性と性自認が異なる方は、性自認の性別の方として接している。
- ▼本人が実名と別に認識している性別の名前を学校などで使用しているため、どちらの名前で呼ぶべきか迷った。親に確認するなどして配慮した。[引用者注:このケースは本人と相談の上でのことと思われるが、親に確認する場合は本人の承諾が必要であり、どちらの名前で呼ぶべきか本人の意志を尊重することが望ましいことを、念のため記しておきたい]
- ▼性的指向や性自認は多様であることを前提に、固定観念や先入観を持たずに対応するよう配慮した。
- ▼「男女」のチェック項目について、未記入で大丈夫と伝えた

就労支援

- ▼就労指導対象者であったが、就労先がLGBTに配慮してくれるかどうか確認するのをまったりした。

扶養紹介

- ▼実家に帰れない理由としてこの性自認を挙げており、親族交流なしとのことだったので、扶養紹介は行わなかった。

一般的な態度、ほか

- ▼ご本人からの相談について、可能な限り対応した。
- ▼相談者にどのような態度が必要か確認し、可能な限り、配慮がいき届くようにしている。(相談室か窓口のどちらで相談を受けるか、対応する職員の使う言葉など)
- ▼パートナーについての相談の際、一般的なパートナーであればどのように対応するか考慮し、アドバイスを行った
- ▼特に普通に接すること
- ▼一般の方と同様の対応を心がけている。
- ▼カミングアウトがあった際に、今まで通りの対応を心掛けた。
- ▼他の相談者の方と同じように対応するよう心掛けた。

LGBT当事者の支援、その中での困ったことの記述では、性別違和に基づくマイノリティであるトランスジェンダー当事者の支援に関する記述がほとんどを占めた。それは、まず何より、トランスジェンダー当事者は、身体の性別移行の程度などの理由により、生活している性別と戸籍の性別が異なっているケースが少なくなく、また、医療を受けることが本人のメンタルヘルスや生活の質に大きく影響する場合も少なくないからだ。

今回の自由記述からは、多くの福祉事務所が、入所先を探すのに難しさを抱え苦勞しながらも、本人を支援するために尽力している様子うかがえた。こうした困難を軽減していくためには、トランスジェンダーの人を受け入れられる施設を増やすことなどが必要不可欠と言えるが、そのような変化をもたらしていくためにも、こうした調査などによって対応の実例を積み重ねていくことが重要である。

最後の感想では、「LGBT困窮者の方を対応するケースは、現在のところそれほど多くなく、対応者の体験は蓄積されていないため、適切な対応であったというか、検証方法を検討していく」という記述もあった。各事務所が経験するケースは少ないことを考えると、こうした調査による共有が大きな意味を持つであろう。

「困ったこと」に関する記述では、服装のアドバイスなどに苦慮したというものが複数あった。また、LGBT当事者が多種多様で、取り巻く生活状況も複雑であることから、どう対応すべきか困惑してしまうことが多いという記述もあった。こうしたケースに関しては、LGBT支援団体と連携することにより、対応を検討することも可能ではないかと思われた。問3で、リファー先が必要と考えながらも、実際にはリファー先が持っていないという回答状況と重なる課題である。

逆に、リファー先を持っているところからは、その団体を紹介することにより、支援の方法に選択肢が増えていることがわかる記述があった。これは、LGBT支援団体側の課題でもあるが、今後、LGBT支援団体との連携を深めていくことが必要と言えるだろう。

なお、トランスジェンダーの課題を中心に述べたが、LGB(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル)の性的指向に基づくマイノリティ性は、自ら言わなければ明らかにならず、基本的にそのことを言わない当事者がほとんどであるため可視化されていない点に留意が必要である。今回の報告にはなかったが、貧困者支援の中で、同性カップルの施設入所の扱いについての苦慮するケースも出てきている。今後、そうしたケースがあった場合にどう対応するかということを想定しておくだけでも、実際に対応が必要になったときの支援の動きに差が出ることだろう。

また、今回のアンケート調査での他の事務所の支援経験の記述も、今後のLGBT当事者支援の参考にさせていただけたらと思う。

